業　務　委　託　契　約　書　（案）

1　役務業務名　　令和８年度　民族共生象徴空間　ふれあい館国際交流展示企画等業務

2　履行期間　　契 約 締 結 の 日　から
令和９年３月３１日　まで

3　契約金額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円）

上記の役務業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な役務業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者　札幌市中央区北１条西７丁目プレスト 1･7
公益財団法人アイヌ民族文化財団
理事長　　常本　照樹　　㊞

受注者

㊞

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添業務仕様書に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
２　受注者は、契約書記載の役務業務（以下「役務業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書及び業務処理要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。
７　この契約書及び業務仕様書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
９　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第１裁判所とする。
（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、成果品（未完成の成果品及び役務業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
３　受注者が前払金によってもなおこの役務業務の完了に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。
４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの役務業務の完了以外に使用してはならず、及びその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。
（再委託の禁止等）
第３条　受注者は、役務業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
３　受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
４　前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務は、この限りでない。
５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
６　受注者が業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。
（履行体制の把握）

第４条　受注者は、前条第３項の承諾を得た場合において、再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、同条第４項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

２　受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行確保のため必要な報告等を求めたときは、これに応じなければならない。

（業務担当員）

第５条　発注者は、受注者の業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受注者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者）

第６条　受注者は、役務業務の処理について業務処理責任者を定め、発注者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者の変更請求等）

第７条　発注者は、業務処理責任者が、役務業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付して、受注者に対し、その変更を請求することができる。

２　受注者は、前項の請求があったときは、その日から 10 日以内に必要な措置を講じ、その結果を発注者に通知しなければならない。

（業務内容の変更等）

第８条　発注者は、必要がある場合は、役務業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、発注者は、受注者に対し通知するものとし、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における発注者の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（著作権の譲渡等）

第９条　受注者は、成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 19 条から第 26 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第 29 条の規定にかかわらず、当該成果品の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第 10 条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履

行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（調査等）

第 11 条　発注者は、役務業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

（完了検査等）

第 12 条　受注者は、役務業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に、必要に応じ受注者に立会いを求め、業務仕様書に定めるところにより、役務業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の検査によって役務業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを契約金額の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5　受注者は、役務業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を役務業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（契約金額の請求及び支払）

第 13 条　受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2　発注者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（契約不適合責任）

第 14 条　発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約の解除）

第 15 条　発注者は、役務業務が完了するまでの間は、第 16 条又は第 17 条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 16 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 2 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、役務業務に着手すべき期日を過ぎても役務業務に着手しないとき。

(3) 履行期間内に役務業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(4) 業務処理責任者を配置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 17 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 2 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第 2 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を役務業務の完了以外に使用したとき。

(3) この成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9)　第 19 条又は第 20 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条　第16条各号又は第17条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による役務業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が役務業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の役務業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条　第19条又は第20条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第22条　契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が役務業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約金額（以下「既履行部分相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第23条　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　受注者は、この契約が役務業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する役務業務の履行部分、役務業務に必要な物品等（第3条第3項の規定により、受注者から役務業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物品等を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物品等を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
(1) 役務業務の履行部分に関する撤去費用等
契約の解除が第16条、第17条又は第24条第３項によるときは受注者が負担し、第15条、第19条又は第20条によるときは発注者が負担する。
(2) 役務業務に必要な物品等に関する撤去費用等受注者が負担する。
4　第２項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物品等を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物品等の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する役務業務の履行部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
5　第１項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 16 条、第 17 条又は第 24 条第３項によるときは発注者が定め、第 15 条、第 19 条又は第 20 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとする。
6　役務業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決めるものとする。
（発注者の損害賠償請求等）
第 24 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1) 履行期間内に役務業務を完了することができないとき。
(2) この成果品に契約不適合があるとき。
(3) 第 16 条又は第 17 条の規定により、成果品の完成後に契約が解除されたとき。
(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の 10 分の１に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 第 16 条又は第 17 条の規定により、成果品の完成前にこの契約が解除されたとき。
(2) 成果品の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
5　第１項第１号の場合においては、発注者は、遅延日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
（受注者の損害賠償請求等）
第 25 条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 19 条又は第 20 条の規定により、この契約が解除されたとき。
(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第 13 条第 2 項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 26 条　発注者は、引き渡された成果品に関し、第 12 条第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

4　発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7　発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　引き渡された成果品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第 27 条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 28 条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」

という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（機密情報の保持及び確保すべき履行体制）

第 29 条　受注者は、この契約により知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した情報であって、発注者が保護を要さないことを承諾していない一切の情報をいう。以下「機密情報」という。）を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2　前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

3　受注者は、機密情報を適切に管理するための履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」（以下「名簿等様式」という。）を提出し、発注者の承諾を得なければならない。この場合において、これらに記載した情報に変更があるときは、あらかじめ、発注者の承諾を得ることとする。

4　機密情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

5　受注者は、機密情報について、発注者が同意した場合を除き、名簿等様式に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有しなければならない。

6　受注者は、機密情報について、他の目的に使用し、又は情報取扱者以外の者に開示若しくは漏えいしてはならない。ただし、法令の定めに基づき権限ある官公署からの開示の要求があった場合又は発注者が承諾した場合は、この限りでない。

7　受注者は、機密情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

8　受注者は、機密情報について、報道等における指摘を含め、漏えい等の事故又はそのおそれが判明した場合には、事実関係等について直ちに発注者に報告すること。なお、報告がない場合であっても、情報の漏えい等の懸念、事故等があるときは、発注者が行う報告徴収及び調査に応じること。

9　受注者が第 1 項から前項までの規定に違反し、及び発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

10　再委託を行う場合、その者に対して機密保持、情報セキュリティの確保を、第 1 項から前項までの記載と同様に契約において規定し、受注者の責任においてこれを再委託先に遵守させること。

（相殺）

第 30 条　発注者は、受注者に対して金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第 31 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。